

## 日本国際地域開発学会役員選挙に関する細則

1. 日本国際地域開発学会（以下、本学会という）は、本学会会則第22条に基づいて会則第10条にかかる日本国際地域開発学会役員選挙に関する細則（以下、本会則という）を設ける。
  
2. 会長は、常任理事会に諮って次期の会長、副会長、評議員及び監事の選考のための選考委員を選任する。
  - 2) 選考委員会は、本学会の事務局、全国の大学及び関係機関別に配分された10名程度の選考委員で構成されるものとする。
  
3. 選考委員会は、通常会員（学生会員は除く）の中から会長1名、副会長2名、評議員若干名及び監事2名の候補者を選考して、会長に報告する。
  - 2) 通常会員は、総会において会長、副会長、評議員及び監事の候補者を推薦することができる。
  
4. 総会における出席通常会員は、それらの候補者の中から、会長1名、副会長2名、評議員若干名及び監事2名を選出する。選出は候補者全員に対する信任投票によるものとする。会長、副会長及び監事の選出はそれぞれ賛成票の多い順とし、評議員の選出は過半数の賛成票を得なければならない。
  
5. 総会における選挙の業務は、本学会の事務局がこれにあたる。
  
6. 本細則は、2012年12月7日より施行する。